

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方)

当社グループは、上場会社コーポレート・ガバナンス原則に則り、公正かつ透明な企業活動を遂行し、ステークホルダー(利害関係者)から信頼される社内体制を整備構築することが重要であると認識しております。

そのため、迅速かつ的確な経営の意思決定がなされ、それに基づき業務の遂行がなされる経営体制を構築するとともに、適正な監督・監視の機能及び各種経営情報の適時開示により透明性を確保し、総合的にコーポレート・ガバナンスの充実をはかっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

補充原則1-2-4.株主総会における議決権の電子行使のための環境作り、招集通知の英訳

当社は、書面による議決権行使制度に加え、電磁的方法(インターネット等)による議決権行使制度を採用しております。しかし、招集通知の英訳については、環境整備が整っていないことや、議決権行使状況に特に問題はないと認識しているため実施しておりません。

今後につきましては、招集通知の英訳に関して環境整備が整い、必要性が出てきた場合には検討する予定にしております。

補充原則4-1-3.最高経営責任者等の後継者の計画

最高経営責任者等の後継者の具体的な計画はございません。後継者選定の方針としては、人格・識見・実績を勘案して適当と認められる者の中から代表取締役を中心に、社外取締役・監査役の意見や、各取締役の相互評価等を踏まえ審議してまいります。

補充原則4-10-1.任意の諮問機関の設置

当社は、独立社外取締役2名を選任しており、企業経営者として専門的な知識と豊富な経験を活かして、取締役会や各取締役へ意見を述べるとともに、必要に応じて助言を行っております。任意の諮問機関としての委員会は設置しておりませんが、現時点では、取締役会の場において、独立社外取締役から適切な関与・助言を得られていると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

原則1-4.政策保有株式

(1)政策保有に関する方針

当社は、事業の拡大、持続的発展のためには、様々な企業との協力関係が必要であると認識しております。企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、事業戦略上の重要性、取引先との事業上の関係などを総合的に勘案し、政策的に必要な株式については、保有していく方針です。

保有する株式については、取締役会において毎年当社の企業価値向上に資しているのかを検証し、検証の結果、継続保有する必要がないと判断される株式は売却を進める方針です。

当社は、上記方針に則り、取締役会にて、当該株式の発行体の財務状況や当社との取引高とその経済的合理性、当社の資本コストとの比較等様々な観点から当該株式の総合的な検証を実施し、その保有目的について有価証券報告書に記載しており、継続して検証を行っております。

(2)政策保有株式に係る議決権の行使について適切な対応を確保するための基準

当社は、政策保有株式の議決権行使については、当該会社の経営方針やガバナンス、業容などを勘案した上で、中長期的企業価値の観点もふまえ、総合的に賛否を判断します。なお、株式価値に大幅な変動を与える場合や、議決内容に不明な点がある場合には、個別に対話をおこない、賛否を判断することとしております。

原則1-7.関連当事者間の取引

当社は、取締役会規則において、競業取引及び会社との取引について、取締役会決議としております。また、承認するにあたっては会社に不利益な取引にならないよう十分に注意して、取引終了時には、取引結果を報告事項としております。また、年度末において取引実績があれば、関係法令に基づいて適時適切に開示しております。

原則2-6.企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

当社は、確定給付型年金制度を採用しており、企業年金の積立金の管理及び運用に関して、社外の資産管理運用機関等に委任しております。年金資産の積立金の運用が従業員の安定的な資産形成に加えて当社の財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金担当組織が運用機関に対するモニタリング等の適切な活動を実施できるよう、必要な経験や資質を備えた人材を配置するとともに、その育成に努めております。

原則3-1.情報開示の充実

()会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念は、「長年培った技術力を背景に、独自性を発揮し、社会のニーズに応え、安心・安全な社会の実現に貢献します。」となっております。

当社は、中長期的企業価値向上の実現のため、「中期経営5ヵ年計画」(2017年4月～2022年3月)を策定しており、経営理念や経営戦略・経営計画につきましては、決算説明資料などの開示資料、当社ホームページに公表し説明を行っております。

()コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「1.基本的な考え方」をご参照ください。

()取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、以下の方針にて決定しております。

経営陣幹部、取締役の報酬については、役位及び職責に応じ、会社業績等を勘案し、従業員給与とのバランス等も考慮したうえで取締役会の決議によって決定しております。

監査役の報酬については、上記範囲内にて、監査役会の協議により決定しております。

()取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任と取締役候補者の指名におきましては、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視および会社の各事業部門全体を見て行動できる人材を、適材適所の観点より総合的に検討しております。

監査役候補指名におきましては、財務・会計に関する知見、当社の事業分野に関する知識および企業経営に関する多様な視点のバランスを確保しながら、適材適所の観点より総合的に検討しております。

経営陣幹部の解任については、その機能を十分に発揮していないと認められる場合には、取締役会において審議検討の上、決定いたします。

()経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役の選解任に関しましては、株主総会招集通知に理由を記載しております。

補充原則4 - 1 - 1. 取締役会が判断・決定する範囲、経営陣に対する委任の範囲

取締役会では、法令や定款で取締役会の専決事項とされている事項、取締役会規則で取締役会決議事項としている経営計画、収益計画等の重要事項を決議しております。それ以外の事項につきましては、決裁権限規程により重要性または金額等で基準を設けて、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

原則4 - 9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にし、独立性の基準を作成しております。また、選定にあたっては、当社の経営に対し、積極的かつ建設的な提言ができる人物を候補者としております。

補充原則4 - 11 - 1. 取締役会の規模、構成

当社の取締役会は、会社の各事業部門全体を見て行動できる人材を、適材適所の観点より総合的に検討して5名の社内取締役と2名の独立社外取締役の合計7名にて構成されておりますが、効率性の高い経営システムを推進していくための適正な規模を考慮すれば、取締役は10名以内とすることが適切であると考え、定款に定めております。社内取締役は、当社の各事業部門や間接部門における十分な専門知識と実務経験を有している者から、また、独立社外取締役は、高度な専門性と幅広い見識をもった者からそれぞれ選任しております。取締役会全体として、適切な規模とジェンダーや国際性等、多様性を持つ構成とすることが重要であると考えております。

補充原則4 - 11 - 2. 取締役及び監査役の兼任状況

株主総会招集通知及び有価証券報告書等において、各取締役・監査役の他の上場会社を含む重要な兼職を開示しており、社外取締役、社外監査役以外の取締役、監査役は、他の上場会社の役員を兼職する場合には取締役会に報告することとし、併せてその役割・責務を果たす上で合理的な範囲といたします。また、社外取締役、社外監査役の兼職数も、その役割・責務を果たす上で合理的な範囲であると考えております。

補充原則4 - 11 - 3. 取締役会の実効性についての分析・評価

当社は、全ての取締役、監査役を対象としたアンケートを用いて、構成・運営・議案審議等の観点から取締役会の実効性を分析・評価しております。また、アンケート結果の概要ならびに意見のすべてを取締役に報告し、取締役会の実効性の維持ならびに向上に努めてまいります。

補充原則4 - 14 - 2. 取締役・監査役のトレーニングの方針

取締役及び監査役には、求められる役割と責務(法的責任を含む)を十分に果たしうる人物を、また特に社内から選任する取締役及び監査役には、当社の事業・財務・組織等を熟知した人物を選任しております。また、コンプライアンスに関しては定期的に研修を実施しております。その他の会社法等、会社経営に必要な知識の習得に関しては、社内研修や必要に応じて外部機関が提供する講習なども取り入れております。

原則5 - 1. 株主との建設的な対話に関する方針

株主との対話については、管理本部担当取締役のもと、広報担当である総務部長、経理部長が窓口となり、事前に両部門で協議し連携して対応することになっております。また、個別面談以外の株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針の策定及び開示については、今後検討していく予定にしております。株主からの意見や要望については、担当取締役に報告して前向きに対応しております。窓口となる広報担当である総務部長、経理部長は、株主との対話に際しては、インサイダー情報の管理には十分注意して従来より対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	564,200	11.13
株式会社横浜銀行	240,770	4.75
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	228,500	4.51
株式会社三井住友銀行	207,220	4.09
東亜道路取引先持株会	149,900	2.96
GOLDMAN,SACHS& CO.REG (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	149,800	2.96
BANK JULIUS BAER HK FAO KOICHIRO YAMADA AC77021567-01 (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	140,100	2.76
東亜道路従業員持株会	138,868	2.74
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ)	124,100	2.45
株式会社りそな銀行	120,000	2.37

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高 更新	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高野 憲二	他の会社の出身者											
高田 敏明	弁護士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高野 憲二	○	商工組合中央金庫出身	一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。 金融機関における豊富な経験によって、財務および企業経営に関する幅広い知見に基づき、独立した客観的立場から当社の経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと考えております。
高田 敏明	○	弁護士 日本食塩製造株式会社社外取締役 当社と日本食塩製造株式会社とは、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。 弁護士としての豊富な見識や経験によって、企業法務やコンプライアンスに関する幅広い知見に基づき、独立した客観的立場から当社の経営全般にわたり有益な指導・助言をいただけるものと考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況
 会計監査人から会計監査の実施状況の報告を受けるほか、会計監査人との意見交換を行うなど、積極的な交流をはかっております。
 監査役と内部監査部門の連携状況
 内部監査部門である監査室と定期的に会合をもち、監査体制、監査計画、監査実施状況、監査結果について確認、報告及び意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤田 浩司	弁護士													
森 信一	他の会社の出身者													

- 会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤田 浩司	○	光和総合法律事務所 弁護士 株式会社大文字洋紙店社外監査役 株式会社ミクリード社外監査役 当社と株式会社大文字洋紙店及び株式会社ミクリードとは、資本的関係その他の利害関係はありません。	一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。 弁護士としての見識や経験、企業法務やコンプライアンスに関する相当な知見に基づく専門的な視点を、独立した立場に基づき当社の監査に活かせると考えております。

森 信一	○	横浜銀行(監査役)出身 ケイヒン株式会社社外監査役 当社とケイヒン株式会社とは、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。	主要取引銀行の出身者であります。平成19年6月より業務執行者からはずれ監査役に就任されており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し独立役員に指定しております。 金融業務に関する豊富な経験と幅広い見識、監査役としての経験を当社の監査に活かせると考えております。
------	---	---	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬の設定は行っておりませんが、経営陣の報酬のあり方については、引き続き検討を行ってまいります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

2019年3月期における取締役及び監査役に支払った報酬は下記のとおりであります。
取締役(社外取締役を除く) 110百万円(対象となる役員の人数6名)
監査役(社外監査役を除く) 18百万円(対象となる役員の人数1名)
社外役員 37百万円(対象となる役員の人数4名)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役及び監査役の報酬は、株主総会で承認された各報酬総額の範囲内において、以下の方針にて決定しております。
取締役の報酬については、役位及び職責に応じ、会社業績等を勘案し、従業員給与とのバランス等も考慮したうえで取締役会の決議によって決定しております。
各監査役の報酬については、上記の範囲内にて、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役(監査役)に対するサポートは、取締役会資料を事前に配布し内容を説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)
当社における企業統治の体制は、提出日現在、取締役7名(うち社外取締役2名)による取締役会、監査役3名(うち社外監査役2名)による監査役会となっており、業務執行者である執行役員19名の業務の監督をはかっております。

取締役会により決定した経営の基本方針のもと、経営の監督機能と執行機能を分離することで意思決定の迅速化をはかるとともに、経営の透明性、効率性を向上させております。

意思決定及び業務執行に対する監督機能については、社外監査役2名が法律・経営等の専門的見地から、他の監査役は財務・経理に関する専門的見地からその機能を十分に果たしております。

また、監査役と会計監査人及び監査室との間で相互の連携をはかる体制を整備することで、監査の実効性を確保する体制を整備しております。(会社の機関および本社役員会・執行役員会の内容)

1. 取締役会

取締役及び監査役にて、原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時開催し、経営方針及び重要事項の決定並びに執行役員の業務執行の監督を行っております。

2. 本社役員会

業務執行取締役、本社執行役員及び監査役にて、毎月1回開催し、取締役会に付議される事項、その他重要な業務執行に関する事項について審議しております。

3. 執行役員会

業務執行取締役、執行役員及び監査役にて、年4回以上開催し、経営計画の執行状況に関する本社及び支社相互間の報告若しくは協議を行っております。

(内部監査及び監査役監査の状況)

当社の監査役監査の組織は、監査役3名(うち社外監査役2名)の体制となっており、取締役会や本社役員会などの重要な会議に出席し、意見を述べ、取締役の業務執行状況の監査を行うとともに、監査役及び監査役会による監査を軸に経営監視体制を整備しており、グループ内の業務活動及び諸制度の監査を担当する監査室とも連携し、コンプライアンスの維持に注力しております。

常勤監査役野田雅之は、1982年から2016年までの期間、当社の経理業務を含む管理部門を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

内部監査部門として監査室を設置し、1名の体制で日常監査業務を行っております。事業所往査等日常監査業務で知り得た重要な事項について監査役に報告することとしています。また、法令、定款違反その他重大な損失の危険のある業務執行行為を発見した場合は、内部統制委員会に報告するとともに、改善策の策定を求めることができるとしております。

(会計監査の状況)

当社は、会計監査人については、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を受け、重要な会計的課題については随時相談の上、対処しております。

2019年3月期における当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成については、以下のとおりであります。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 原 秀敬、福本 千人

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名 その他15名

2019年3月期の監査報酬の内容

当期の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人に対する報酬

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 51百万円

上記以外の業務に基づく報酬 - 百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

コーポレート・ガバナンスにおいて、客観的・中立的な立場から経営を監視する機能が重要と考えており、社外取締役2名の独立した立場からの監督、社外監査役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、招集通知の早期発送に努めております。 2019年6月27日開催の第113回定時株主総会につきましては、招集通知を2019年6月11日に発送いたしました。
その他	第113回定時株主総会に係る招集通知につきましては、招集通知発送前の2019年6月7日に東京証券取引所及び当社ホームページに掲載を行いました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに「株主・投資家情報」を開設し、決算情報を掲載しております。 http://www.toadoro.co.jp/ir/index.html	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部担当取締役のもと、広報担当である総務部長、経理部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	すべての事業活動を通じて社会的な責任を果たすことが経営上の重要課題であると考えており、とりわけ環境保全活動には積極的に取り組んでおります。具体的に研究開発にあたっては、環境負荷低減、耐久性の向上、コストの縮減、安全性の向上などの社会の要請に答え、顧客に信頼され満足していただけるものを目標に取り組んでおります。また、地域貢献活動の一環として、災害支援活動等に従業員が参加することを支援するためのボランティア休暇制度を設け、従業員による地域貢献活動参加に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「行動規範」のなかで、企業の社会的役割を正しく理解されるよう広報活動を行い、株主をはじめとするステークホルダーに対して企業情報の適正な開示を行うことを規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(内部統制システムに関する基本的な考え方)

当社グループは、変動する企業環境の中で、企業としての社会的責任をはたしつつ、事業を取り巻くリスクを管理し企業価値を高めるため、内部統制の適切な構築、運用に取り組むことが重要と考えております。内部統制とは、企業がその業務を適正かつ効率、効果的に遂行するために、社内に構築、運用される体制及びプロセスであり、法令遵守、リスク管理、業務の効率化、適正な財務報告などの目的を達成するために統制活動に係わる人々の行動を統制する仕組みであると考えております。

(内部統制システムの整備状況)

当社は、内部統制システムの推進組織として、内部統制委員会、中央安全衛生委員会に加えて、コンプライアンス経営を一層推進するための政策委員会として、コンプライアンス委員会を設けております。また、法令・諸制度の制定あるいは改正への適切な対応や、株主、顧客、従業員、地域社会等の多様な視点を組み入れ、持続的な成長と中期的な企業価値の向上を図るCSR経営をより実効性のあるものとするための組織としてCSR推進本部を設置しております。

また、金融商品取引法に定められた、財務報告にかかる内部統制報告制度の実施のために、J-SOX 委員会を設置し、財務報告の信頼性確保の観点から、業務リスクの軽減と業務改善を実施しております。

グループ会社の経営については、コンプライアンス体制を含めた経営全般についてのモニタリングを行っており、グループ会社の事業内容の定期的な報告と重要案件については、社内規定に基づき事前に当社と協議を行うようになっております。

[内部統制委員会]

内部統制システムの充実を図るための諸施策の立案及びリスクの管理体制を推進する組織として、内部統制委員会を設けております。当委員会では、リスク管理基本方針により業務のリスクを識別し、発生の回避、軽減に努め、社員のリスク管理意識向上のための研修等を通して指導を実施しております。

[コンプライアンス委員会]

コンプライアンス経営を一層推進する組織としてコンプライアンス委員会を設けております。当委員会では、全社的なコンプライアンス重視の姿勢・方針を明確に示し、実効性あるコンプライアンス経営の確立に向けたグループ全体のコンプライアンス整備や、事業活動に応じたコンプライアンスリスクについての啓蒙を行うために、業務に関する法令等を把握し、それらに関する研修の企画等を行います。さらに、取り組みを全社的な活動とするため、本社各セクションならびに支社に「コンプライアンス・リーダー」を配置しております。

[中央安全衛生委員会]

安全衛生、環境面のリスク管理を総括的に管理し、防止、予防、負荷の低減等に努めております。

[CSR推進本部]

「CSR経営」の基本原則である、コンプライアンス経営の強化およびリスク管理の推進、あるいはその体制作りのために、役付取締役を部長とする「CSR推進部」を設置しておりましたが、平成29年4月1日に組織変更に「CSR推進本部」と改称しました。CSR推進本部には主に法令遵守を担当する法務・コンプライアンス部および企業倫理の遵守を担当する企業倫理推進室を設置しております。CSR推進本部は事業本部から独立し、関連各部、コンプライアンス委員会と連携の下、コンプライアンスの推進母体として一体的かつ組織横断的に管理し、体制の強化と再発防止策等の企画、立案、実施を行います。また、法務・コンプライアンス部は事前相談・報告の社内専用窓口となっております。

[J-SOX委員会]

金融商品取引法に定められた、財務報告にかかる内部統制報告制度の実施のために、財務報告の信頼性確保の観点から業務リスクの軽減と業務改善を実施しております。

(リスク管理体制の整備状況)

当社は、リスク管理体制を統括する組織として、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、および中央安全衛生委員会とCSR推進本部のリスク担当部門とが連携し、リスク管理にあたります。また、財務報告に係る内部統制報告制度の実施にあたり、J-SOX委員会を設置し、リスクコントロールの仕組みを維持し、財務報告の信頼性確保をはかっております。

(グループ統制の整備状況)

グループ会社は、当社の「内部統制システムの基本方針」に基づき、グループ内部統制の継続的な向上をはかっております。

当社は、グループ会社を含めた社会的責任を「倫理行動指針」、「行動規範」に定めるとともに、「コンプライアンス規定」や「公益通報規程」等の諸規定の整備を進め、啓蒙活動としてコンプライアンス研修を継続的に実施することにより、グループ全体のコンプライアンス体制の向上をはかっております。一方では「リスク管理基本方針」を定め、グループ会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、グループ全体でリスクの把握、管理を行っております。

また、当社はグループ会社の運営方針を策定するとともに、適時、経営内容を的確に把握するための情報について関係資料の提出を求め、経営上の重要な情報については、当社取締役会に適宜報告されております。

(公益通報者保護の体制)

当社グループは、役員及び社員等からの組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に資することを目的として「内部通報制度」を設け、通報を行った者に対する不利益な取扱いがないように適切な措置を執ることになっております。なお、内部通報制度の充実の一環として、本制度の周知徹底とあわせ、幅広く情報を収集できる仕組みを創設するため、「外部通報窓口」を設置するとともに、運用ルールを明確にする等の視点より、「公益通報規定」の整備、改定を行っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、暴力団をはじめとする反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、不当な要求には応じません。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

